## 介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画の事業評価及び公表について(法定報告)

平成 29 年介護保険法改正により、市町村介護保険事業計画における①高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、②介護給付適正化に関し、目標の達成状況に関する分析・評価を行い、評価結果を公表するよう努め、これを都道府県知事に報告するものと規定された。

大田区では、「おおた高齢者施策推進プラン」に掲げる事業において、①と②に対する事項に関し、次の事業を「法定報告」として報告し、大田区ホームページにて公表する。

## ① 自立支援・介護予防・重度化防止

フレ	フレイル予防に向けた取組					
計画の内容	現状と課題	高齢者の元気維持、要介護状態の回避を目的としたフレイル予防の取組として高齢者が自発的に取り組める各種講座等の実施が求められる。 新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅等にこもりがちで動かなくなることによりフレイルや要介護状態に陥りやすくなっていることから、自宅で取り組める活動の普及や情報機器の活用など、新しい生活様式に対応したフレイル予防事業の推進が必要である。				
	取組	地域特性に応じてフレイル予防の三要素(運動・栄養・社会参加)を取り入れての地域活動や、体力にあわせ運動強度を考慮した体操教室、文化的講座の開催などフレイル予防に効果的な事業を推進する。 また、効果的な事業推進のため、フレイルの進行を遅らせ、健康寿命を延伸するための介護予防の大切さを積極的に周知し、地域への普及啓発を促進する。				
	目標	区報やホームページなどの様々な広報媒体等を通じて介護予防の取組の重要性を周知 する。また、フレイル予防講座の開催や、介護予防の取組を支える地域の担い手の拡充 に向けた養成講座等を開催する。				
	目標の評価 方法	○評価時期 年度末をもって行う。 ○評価方法 フレイル予防に資する各種講座の着実な執行と受講者の拡充、フレイル予防の重要性 に係る情報発信の強化への取組具合等をもって評価する。				
令和3年度実績	実施内容	<ul> <li>○「フレイル予防リーダー養成講座(4日制)」の開催 (計2回、参加29グループ計50人)</li> <li>○リーダー養成講座のフォローアップ版である「フレイル予防実践講座」の開催 (計2回、参加16グループ計22人)</li> <li>○フレイル予防の重要性等の周知や自宅でできるフレイル予防等についての情報発信を実施(区報、区ホームページ、区設掲示板)</li> <li>○フレイル予防活動パネル展の開催(R4.1.29~2.3、於:グランデュオ蒲田)</li> </ul>				
	評価結果	自己評価結果【〇】 〇これまでの実践講座に加えて「リーダー養成講座」を開催し、地域の担い手の掘り起こしを図った。 〇昨年度は新型コロナウイルス感染症対策として通信型で行った実践講座について、令和3年度は感染症対策を施したうえで、参集型による実施を果たし、参加者間の交流機会創出などの効果ももたらした。 〇区の媒体のほか、民間事業者等の協力を経て、情報発信を広範に展開し、フレイル予防の重要性等について周知機会の拡大を図った。				
	課題と 対応策	≪課題≫ フレイル予防の更なる認知度向上のため、フレイル予防についてや自宅でできるフレイル予防の取組、フレイル予防講座の広報等について一層の情報発信が求められる。				

//	<del>5.</del> 4	ŀг	÷	策	<b>\</b>
//	X١	11	ĽA	ᄍ	//

様々なチャネルを活用して更なる PR を図っていく。また、フレイルの実態に係る調査を実施し、フレイル予防についての区民の理解度を把握することで、効果的な広報の方法を検証する。加えて、実践講座やリーダー養成講座のより効果的な実施方法の見直しなどにも還元させる。

介記	<b>養予防の普及啓</b> 多	<b>着と地域の担い手・集いの場の確保</b>
		65歳以上の高齢者では、約8割が自らの健康状態を「とてもよい」「まあよい」と回答
		しているが、一方で健康づくり・介護予防に向けた取組では、必要と認識している割合
	7日小1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	は高いものの、運動等を実践している人はその割合には至らずに乖離が見られた(「令和
	現状と課題	元年度高齢者等実態調査」より)。
		高齢者が継続的に取り組める場の創出のため、地域の方が担い手の中心となる「通い」
		の場」を確保することで、介護予防を通じた高齢者間の交流を促進するとともに、新た
		な担い手の育成へとつなげていく必要がある。 - 高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるとともに、活動の継続を促進するため、
		「同節有が引きが防に取り組むさうがけてなることもに、活動の極続を促進するにぬ」、
		窓未近対象の徹底を図りながら台程講座寺の月霞下の事業を実施する。   また、動画を活用した体操教室など、新たな手法を用いた介護予防事業の実施に向け
計	取組	また、動画を活用した体操教主なと、制たな子法を用いた介護で防事業の美心に同じ た検討を行う。
画	月又亦且	た快的で11 7。   「通いの場」の確保により、介護予防を通じた利用者間交流を促進し、地域とのつな
の		がりを深め、互いに支え合う関係づくりへとつなげるべく、通いの場の拡充並びに利用
内		促進に向けた普及啓発を推進する。
容		施設の感染症対策を徹底するとともに、情報通信機器を活用し、動画配信などによる
		リモート型体操教室の開催や交流事業など、従来の参集型事業とは異なる手法による事
	目標	業の創設を検討する。
	口证	また、介護予防に係るボランティア等の人材養成のための研修や、介護予防に資する
		地域活動団体の育成、支援を行う。
	目標の評価 方法	○評価時期
		年度末をもって行う。
		○評価方法
		介護予防への取組のきっかけとなる各種講座の着実な執行と受講者の拡充等をもって
		評価する。
		〇「介護予防普及啓発事業(膝痛・腰痛ストップ体操等)の実施」(参加 延 47, 737 人)
		〇「リモート型介護予防教室」(参加延 2, 052 人)
	実施内容	○「口から始める健康講座」の実施(参加延 268 人)
		〇「シニアの食生活講座」の実施(参加延 67 人)
		○「地域介護予防活動支援事業」の実施(参加延1,437人)
令		自己評価結果【〇】
和		○新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しながらの実施により、介護予防普及啓発
3		事業については前年度39,609人から受講者増、地域介護予防活動支援事業については前
年	評価結果	年度 1,148 人からの受講者増として開催し、通いの場の確保、拡充やボランティア育成
度		機会の創出を図った。
実		<ul><li>○昨年度において新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止となった「ロ  </li></ul>
績		から始める健康講座」「シニアの食生活講座」について、感染症対策を施しながら開催を
		果たし、フレイル予防の確実なる推進へとつなげた。
		《課題》
	課題と 対応策	通いの場の継続的確保のため、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底したう
		えでの事業推進が必要。また、コロナ禍の影響を受けて施設の活動制限により、地域介
		護予防活動場所の確保、実施方法の検討等が必要である。

≪対応	策≫
-----	----

通いの場確保については、リモート型介護予防教室の実施場所を拡充するとともに、スマートフォンを使って自宅等で視聴するための講座新設を図る。また、ボランティア活動の機会については活動場所を地域ボランティア等に移行して高齢者の社会参加を促進していく。

介證	介護予防ケアマネジメント				
計画の内	現状と課題	予防プランについては、区から居宅介護支援事業所に再委託するケースが多いため、 プラン策定にあっては、大田区の総合事業に係る統一的な考え方を十分に理解して取り 組んでもらう必要がある。地域包括支援センターが行ったアセスメント情報の引継ぎ等 により、対象者の状況、地域とのつながり、本人の強み、取り戻したい生活等を明確に 把握し、高齢者が自らの力で生活を営み、住み慣れた地域でその人らしい生活を送るこ とができるよう、自立に向けた介護予防マネジメントの実施が求められる。			
	取組	自立に向けた介護予防ケアマネジメントを進めるため、居宅介護支援事業所を対象に 実務的な研修を実施し、ケアマネジメントカの向上を図るとともに、区の総合事業や地 域包括ケアシステム、自立支援計画策定に係る考え方の理解促進を図る。 また、地域ケア会議(個別レベル会議)の適宜の開催により、自立支援計画について 検討、協議し、ケアマネジメントカの向上へとつなげる。			
容	目標	地域包括支援センターを中心に、自立に向けた目標設定、アプローチを可能にするために、研修等を通じてケアマネジメントカの強化を図る。			
	目標の評価 方法	<ul> <li>○評価時期         年度末をもって行う。</li> <li>○評価方法         自立に向けた介護予防ケアマネジメントの更なる推進のためには、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターのケアマネジメントカの向上が欠くことのできない要素となる。このため、研修の参加状況(参加数、アンケート回答等)により事業の実効性を評価する。</li> </ul>			
	実施内容	〇総合事業ケアマネジメントマニュアルの更新(3月) 〇居宅介護支援事業所等に対してオンライン研修を実施(計2回、参加者計351名) 〇自立支援計画を検討する会議(地域ケア会議個別レベル会議)を開催:44回、57件			
令和3年	評価結果	自己評価結果【〇】 〇新型コロナウイルス感染症拡大防止のために昨年度は居宅介護支援事業所向け研修を中止としたが、非接触型のオンライン研修を実施する環境を整備したことで、参集型で実施した令和元年度実績(225名)を上回る事業者の参加を得た。実施後のアンケート(任意)では64.3%の事業者が満足と回答した。			
年度実績	課題と 対応策	《課題》 事業者により地域包括ケアシステムや自立支援の考え方等に対する理解度に差異がある。 《対応策》 令和4年度は、事業者が各自のタイミングで受講ができるように YouTube による研修動画の期間限定公開を図る。また、ケアマネジメントマニュアル等の内容精査を継続的に行い、これらを通じて居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの理解度の深化、均一化を図っていく。			

介證	介護予防応援事業				
計画	現状と課題	高齢者自身の力で生活を営むことができ、その人らしい生活を送っていけるよう、最大限本人の力や強みを生かし、自立に向けた介護予防の取組が必要とされるが、このためには、介護予防サービス提供事業者による質の高いケアの実現と利用者の取組意欲の醸成が重要な因子となってくる。			
	取組	「おおた介護予防応援事業」を実施し、介護予防に取り組む高齢者とそれを支援する 事業者の効果的な取組を表彰することで、介護予防の重要性の普及啓発及び事業者の意 欲喚起を図る。加えて、介護予防の好事例を区内事業者と共有し、介護予防の質の向上 へとつなげる。			
の内容	目標	介護予防に取り組む高齢者とそれを支援する事業者の効果的な取組の表彰を通じて、 介護予防の重要性の普及啓発及び利用者と事業者のモチベーションの向上を図る。			
容	目標の評価 方法	<ul><li>○評価時期</li><li>年度末をもって行う。</li><li>○評価方法</li><li>第2期事業の実施状況(参加数、参加・不参加者の意見聴取等)及び優秀な取組の広報を通じた介護予防の普及啓発状況(関係者へ意見聴取等を想定)により事業実施の実効性を評価する。</li></ul>			
	実施内容	<ul><li>○第2期事業に向けた事業検討会の実施</li><li>○第2期事業の広報(オンライン説明会、パンフレット配布等)</li><li>○第2期事業エントリー受付開始</li><li>○第1期事業の優秀事例の広報による介護予防の普及啓発(総合事業事業者研修会等での動画公開等)</li></ul>			
令和3	評価結果	自己評価結果【〇】  地域包括支援センターや介護サービスの事業者連絡会代表から様々な意見をお聞きしながら事業執行方法の検討を進めたことで、令和4年3月から開始した第2期事業のエントリーに着実につなげることができた。			
年度実績	課題と 対応策	<ul> <li>≪課題≫</li> <li>・効果的、効率的な事業推進の検討(事業実施に伴う評価に係る事業者及び評価委員の負担軽減等)</li> <li>・より効果の見込めるインセンティブ(報奨制度)の見直し</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた事業運営</li> <li>・啓発のための事例集や事例動画の内容検討</li> <li>≪対応策≫</li> <li>令和4年度も引き続き地域包括支援センター及び事業者連絡会と連携し、円滑な事業実施に向けて取組を進める。また、第2期優秀チームの取組の広報等を通じた、介護予防の効果的な普及啓発方法について検討を行う。</li> </ul>			

## ② 給付適正化

ケブ	ププラン点検	
計画	現状と課題	平成30年9月に「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」を策定し、方針の普及啓発に取り組んでいるが、基本方針を「日々の業務で実施している」と回答した居宅支援事業所数は少ない。 ケアプラン点検や、ケアマネジャー向け研修を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ることにより、個々の居宅介護事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを支援していく必要がある。
	取組	ケアプラン点検の実施にあたっては、各居宅介護事業所において、管理者や主任ケアマネジャーが中心となり、自主的にケアプラン点検が実施されるよう、「保険者と介護支援専門員がともに行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用しながら、点検者の理解を深めるとともに、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを構築していく。 第8期計画期間内に、区内の居宅支援事業所が一巡するように、毎年60件程度のケアプラン点検を実施する。
の内容	目標	○令和4年度事業内容 ・ケアプラン点検(書面点検)を年2回実施(前期8月、後期10月)する。対象事業所数は63件(前期:32件、後期:31件)。 ・グループ討議型ケアプラン点検の実施(12月) ○指標 各居宅介護事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制が構築されること。
	目標の評価 方法	<ul><li>○令和4年度事業内容 1年間のケアプラン点検の件数、およびグループ討議型ケアプラン点検参加者数を年度末に評価する。</li><li>○指標 グループ討議型ケアプラン点検参加者に対し、アンケートを実施。各事業所の取組状況を確認する。</li></ul>
	実施内容	<ul> <li>○ケアプラン点検(書面点検)</li> <li>令和3年度実施事業所数:計56件</li> <li>(年2回実施、前期6月:28件、後期9月:28件)</li> <li>○グループ討議型ケアプラン点検の実施(令和12月16日実施)</li> <li>対象者:56件の点検対象プランのケアマネジャー</li> <li>研修テーマ:「面談形式によるケアプラン点検 ~事業所でもできるケアプラン点検~」</li> </ul>
令和3年	評価結果	自己評価結果【◎】 〇新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況の中、令和2年度に引き続き、実施方法を変更しながら、点検および研修を実施できたことで、ケアマネジャーの点検スキルおよび意識向上につなげることができたと考える。
度実績	課題と 対応策	《課題》     ケアプラン点検や、ケアマネジャー向け研修を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図ることにより、個々の居宅介護事業所において、自主的にケアプラン点検が実施される体制づくりを継続的に支援していく必要がある。     ≪課題》     第8期計画期間2年目となる令和4年度においても、引き続きケアプラン点検および研修を実施する予定。また、管理者や主任ケアマネジャーを点検対象者とし、ケアプラン点検を通じて得た課題やスキルを研修等で共有することにより、自立支援に資する適切なケアプラン作成が行われるような体制づくりを支援していく。

ケフ	ケアマネジメントの質の向上				
計画の内容	現状と課題	平成30年度よりNPO法人大田区介護支援専門員連絡会と協働し、自立支援に資するケアマネジメントを目的としたケアプラン点検およびケアマネジャー向け研修を実施している。ケアプラン点検および研修を通じて、居宅支援事業所の管理者等と共に、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有していく仕組みを構築した。 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わるすべての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていけるよう、基本方針を研修等を通じて周知徹底をしていく必要がある。			
	取組	研修やケアプラン点検を通じて、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」の周知徹底を図る。 ケアプランの質の向上を図るため、多くの要介護者等が抱える共通の生活課題や、ケアマネジャーの要望に即した多様なテーマの研修を実施する。 研修の開催にあたり、インターネットを活用した研修環境を取り入れ、受講者の負担軽減を図る。			
	目標	ケアマネジャー向け研修の実施 (年間5回を予定)			
	目標の評価 方法	1年間の研修実施状況について、年度末に評価する。			
	実施内容	〇令和3年度大田区介護支援専門員全体研修 実施回数:5回 合計受講者数:1,271人			
令和3年度実績	評価結果	自己評価結果【◎】 〇新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況の中、令和2年度と同様に、実施方法をオンライン形式にすることで、目標回数を達成することができた。また、現状の課題に即した多様なテーマを取り扱うことで、ケアマネジャーのケアプラン作成スキルおよび意識向上につなげることができたと考える。研修実施方式については、オンライン研修にすることで、受講者の事務負担の軽減にもつながった。			
	課題と 対応策	《課題》 引き続き、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等、ケアマネジメントに携わるすべての者が、「大田区のケアマネジメントに関する基本方針」に基づき、日常の取組・活動を進めていけるよう、基本方針を研修等を通じて周知徹底をしていく必要がある。 ≪対応策》 令和4年度も引き続き、現状に即した多様なテーマの研修をケアマネジャー向けに実施する。 ケアプラン点検および研修を通じて、居宅支援事業所の管理者等と共に、区におけるケアマネジメントの傾向や課題を共有することで、ケアプランの質の向上を図っていく。			

要了	要介護認定の適正化				
	現状と課題	認定調査の委託の拡大により、様々な知識・経験を有する者が認定調査を担う状況と なっている。適切かつ公平な要介護認定のため、調査の水準を確保する必要がある。			
計	取組	認定調査員研修の実施			
画の内容	目標	<ul><li>○認定調査員研修参加者数</li><li>・令和3年度 280名程度</li><li>・令和4年度 280名程度</li><li>・令和5年度 350名程度</li></ul>			
	目標の評価 方法	1年間の研修参加者数を年度末に評価する。			
令和3年度実績	実施内容	○認定調査員研修参加者数: 220 名 (内訳) ・新規研修(e ラーニング): 25 名 ・現任研修(会場): 195 名			
	評価結果	自己評価結果【〇】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況の中で、感染防止対策を講じて研修 を実施した。結果として目標数値には達しなかったが、多くの方の参加があり、アンケート結果も概ね好評だった。			
	課題と 対応策	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、研修の時期や内容等を検討していく。			

住宅	€改修・福祉用具	<b>具点検</b>
	現状と課題	住宅改修や福祉用具購入については、ケアプランに記載のない場合も多く、「なぜ必要なのか」「どんな効果が期待できるのか」を、プラン全体を通した検討が浅い。
計画の	取組	住宅改修や福祉用具購入の申請においては、利用者の状況及び見積書の点検を行い、 必要に応じて事前・事後の現場確認を行う。この際、公益財団法人東京都福祉保健財団 と連携し、関係従事者のリハビリテーションへの理解を深めていく。
内容	目標	利用者の身体状況を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、ケアマネジャー等への啓発に努め、また現場確認の回数を増やしていく。
ו	目標の評価 方法	一年間を通した実績を年度末に評価する。
令和3年度実績	実施内容	住宅改修、約1,500件、福祉用具購入、約2,600件について、改修や購入が必要な理由等の確認を行い、適切な審査を行った。 軽度者の福祉用具貸与については、リストアップされた15,726件を確認し、届出のなされていない31件に対し、事情聴取を行い適正な給付に努めた。住宅改修現場確認10件、福祉用具購入現場確認0件。
	評価結果	自己評価結果【◎】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、利用者宅内への訪問が必要な福祉用具 購入の現場確認ができなかったが、訪問での調査に代わり、書類審査を厳密に行い、電 話等による事業所等への聞き取りなどを行い適正な給付ができた。
	課題と 対応策	適切な給付を行うことは利用者だけではなく、ケアマネジャー、事業者等の制度理解が不可欠であるが、現状では、理解が不足していると思われるものが申請の中に多数存在する。研修や啓発事業が更に必要と考える。 また、住宅改修、福祉用具購入ともに、現場確認の回数を増やし、適切な利用の確認を行っていく。

縱質	縦覧点検・医療突合					
	現状と課題	国民健康保険団体連合会から提供される適正化情報が多く、内容が複雑であり、有効				
	が八と赤色	に活用しきれていない。				
計		国保連から提供される縦覧点検・医療突合の帳票については、点検帳票の拡大を図る。				
画	取組	また、国保連の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明を活用し、縦覧点検・医				
D D		療突合に係る職員の点検技能の向上を図る。				
内	目標	費用対効果が高い帳票を優先的に点検していく。また、適正化研修の受講等により、				
容		点検スキルの向上に努め、より多くの適正化情報点検を行っていく。				
	目標の評価					
	方法	一年間を通した実績を年度末に評価する。				
令		〇縦覧点検件数 21,178件				
和	実施内容	〇事業所への通知 77 件				
3	J 3/12/ J Z	○介護給付適正化関連システム研修会参加				
年	==/m/+ FB	自己評価結果【◎】				
度	評価結果	請求ミス等による返還金に繋がった。また、算定要件への理解へも繋がっている。				
実	課題と	同様の通知を送る事業所がある場合においては、事業所内での周知徹底が不足してい				
績	対応策	ると考えられる。そこを踏まえて、通知文等の検討をしていく。				

信介	介護給付費通知					
計画(	現状と課題	利用者自身が利用したサービスの保険給付に対する関心が薄い。どれだけ介護サービ ス事業所に支払われているかを認識してもらうことが必要。				
	取組	介護保険サービスの利用の内容について、「見やすく、理解しやすい」をめざした給付 費通知を作成する。受領者の反応等をもとに、給付費通知の効果や課題の検証を行い、 より効果的な通知になるように検討する。				
の 内 容	目標	「見やすく、理解しやすい」という視点で介護給付費通知を作成するほか、その効果 や課題等を検証し、より効果的な介給付費通知を目指す。				
ţţ	目標の評価 方法	一年間を通した実績を年度末に評価します。				
令和	実施内容	令和3年度は約23,962名の利用者に対して給付費通知を行った。問合せ件数は27件、 通知へのチラシ等を同封しているが、通知への理解が低い。				
3 年 度	評価結果	自己評価結果【◎】 通知を送ることにより、自身の利用しているサービスに対する保険給付への関心を持ってもらえた。				
実績	課題と 対応策	通知に対する理解度を上げる必要性がある。また、同封の案内や、通知内容の見直し を行い、より理解してもらえるような工夫をしていく。				

給付実績の活用		
計画の内容	現状と課題	給付実績を確認した後の事業所への通知等の方法が確立しておらず、有効に活用できていない。
	取組	国保連のケアプラン分析システムにより抽出した事業所詳細情報や適正化情報を活用 し、介護報酬の請求等に疑義のある会議事業者に対して、請求内容の自主点検を求める とともに、不適切な請求のあった事業所には適切な助言・指導を行っていく。
	目標	<ul><li>○不適切な給付の可能性がある請求について事業所へ通知し、自主点検後の報告を求める。</li><li>○より効果的な活用方法を探り、確認帳票を拡大していく。</li><li>○法人指導や指定担当が活用できる情報を選定しその提供を行う。</li></ul>
	目標の評価 方法	一年間を通した実績を年度末に評価する。
令和3年度実績	実施内容	○実績活用国保連提供帳票の確認件数 23,455 件 ○事業所への通知 26 件 ○法人指導担当が実地指導を行う際の事前情報として提供を行った。
	評価結果	自己評価結果【◎】 実地指導の際の情報提供を行った。また、研修等への参加があまりできず、外部から の知識吸収が不足しているが、担当間での情報共有や啓発などにより点検スキルの維持 に努めた。
	課題と 対応策	法人指導担当や指定担当との連携を密にし、給付実績を有効活用することが課題である。研修参加や勉強会などへの参加を増やし、給付実績の活用方法の拡大、点検スキルの向上に努める。